平成２６年（フ）第７０２６号
東京都福生市大字熊川1411―101
債務者　森山　祐子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０２８号
東京都西東京市保谷町３丁目２―１―501
債務者　遠藤　省二
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０３０号
東京都武蔵野市吉祥寺北町１丁目１―14　吉祥寺ＧＡＬＡＸＹⅡＢＳ
債務者　松田　千広
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０３５号
東京都渋谷区東３丁目８―25―11
債務者　野添　輝光
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０３６号
東京都世田谷区経堂４丁目34―16―315
債務者　田中　利和
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０３８号
東京都小金井市本町６丁目８―38―102
債務者　矢島　正文
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０４０号
東京都世田谷区南烏山５丁目２―14　第３アベニューハウス307
債務者　檜山　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０４１号
東京都葛飾区小菅４丁目13―１―203
債務者　加藤美喜香
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０４８号
東京都港区高輪３丁目７―12―201
債務者　近藤亜津子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０５１号
東京都中央区月島１―３―５―802、住民票上の住所青森県青森市大字久栗坂字浜田882―１
債務者　野宮　幸恵
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０５２号
東京都杉並区高円寺南３丁目26―14　フラット高円寺南Ⅱ203
債務者　椎葉　　誉
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０５３号
埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸121―１―101
債務者　伊藤　聡志
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０５８号
神奈川県横浜市戸塚区俣野町1403―11―606
債務者　市川眞知子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０５９号
東京都江戸川区東小岩４丁目12―10―202
債務者　田畑　重夫
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０６２号
東京都大田区西六郷１丁目35―２―103
債務者　淡路　　真
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部